

よくある質問 (Q&A)

<対象について>

Q1.変更契約や追加工事の場合でも対象となりますか？

A.補助対象設備（蓄電池・V2H）を含む変更契約または追加契約が令和5年10月1日以降であれば、対象となります。

Q2.主人名義の住宅に居住しているのですが、主人は単身赴任で市外に居住しています。補助金の対象となりますか？

A.対象となります。補助対象者（申請者）は設備の契約者となります。ただし、設備の契約者と電力供給契約者が異なる場合は、夫婦、親族関係が確認できる住民票等が必要となります。（配偶者・2親等内の血族及び親族が対象です。）

Q3.店舗と住宅を兼ねた建物に居住している場合、補助金の対象となりますか？

A.居住の用に供する部分が1/2以上の場合は対象となります。（確認のため、建物の平面図の提出が必要です。）

<申請書類について>

●市税完納証明書

Q1.現在大分市内に居住していない場合は、市税完納証明書は交付されないのですか？

A.過去4年以内に大分市において市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税など）がかかっている方は、市税完納証明書が交付されます。申請される前に、大分市税制課（本庁舎1階、第2庁舎3階）でご確認ください。

市税完納証明書は大分市税制課と各支所にて交付が可能です。

なお、市税完納証明書が交付されない場合は、市税等滞納調査同意書の提出が必要です。

Q2.市税完納証明書は、本人でなくても交付してもらえますか？

A.業者の方が代理で窓口にて申請される場合は、委任状が必要です。本人でなくても、大分市内に居住している方で、住民票上同一世帯の親族であれば、委任状は不要です。（ただし、本人確認ができるものがが必要です。）委任状が必要であるかご不明な方は、念のため委任状をお持ちの上、税制課または各支所の窓口までお願いします。

Q3.市税等滞納調査同意書の現住所は、設備を設置している住所を記入すればよいですか？

A.申請される時点で住民票のある住所をご記入ください。（対象設備を設置している場所が大分市内であれば、現住所は大分市外でも構いません。）

Q4.完納証明書は、申請者が居住している市町村や、転入前の市町村のものでよいですか？

A.他市町村の完納証明書では受付不可です。必ず大分市の完納証明書をご提出ください。

※交付されない場合は、市税完納証明書 Q1 をご参考ください。

●領収書

Q1.設置設備のみの領収書がないときはどうしたらよいですか？

A.対象設備設置代金以外の代金が含まれた領収書の場合、例えば「蓄電池設置代金〇〇円を含む」等の文言が記載している領収書であれば受付可能です。

<領収書例>

収入 印紙	<h2>領 収 書</h2>	2024年5月〇日
大分 太郎 様		
¥ 6,930,000-		
但し 蓄電池設置費用¥1,300,000 (税抜) 含む		
上記金額正に領収いたしました		
大分市荷揚町〇番×号 大分電気工事株式会社		

Q2.領収書がない場合はどうしたらよいですか？

A.別途領収書を作成していただくか、入金証明書を作成してください。

見積書、工事請負契約書、ローンの契約書では受付できません。

必ず支払ったことが分かる書類をご準備ください。

●写真

Q.写真は、設置設備が写っているものであればよいですか？

A.住宅の全景と設置設備が写っている写真が必要です。複数枚に分かれても構いません。

●振込口座

Q.振込口座はゆうちょ銀行も指定できますか？

A.ゆうちょ銀行にもお振込み可能です。通帳に記載された記号、番号を店名、口座番号に変換して「大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付請求書」に記入してください。

●系統連系が開始されていることを証する書類（蓄電池）

Q.九州電力から「自家用発電設備等の系統連系に関する契約のご案内」の書類が届かないのですが、代替できる書類はありますか。

A.「連系開始日」を確認できる書類が必要であり、現時点では上記書類のみ受付可となっております。また、太陽光発電に関する書類ではなく、蓄電池の連系開始日が確認できる書類を提出してください。

本補助金は、すべての書類が揃った方から順に受付を行っております。本書類が揃わないと、受付は出来かねますのでご了承ください。